

## 訴追請求の概要

### 1 裁判官弾劾制度とは

- 日本国憲法64条が定める制度。弾劾裁判所は国会におかれる。
- 憲法は、裁判官が独立して公正な裁判ができるよう裁判官の身分を厚く保障している。しかし、裁判官であっても、国民の信頼を裏切り、司法権を歪める行為をすれば、辞めさせることができなければならない。そのために裁判官弾劾制度が設けられている。

### 2 本件訴追請求の請求人

伊東達也（いわき市民訴訟原告団長）、小野寺利孝（弁護士）、河合弘之（弁護士）、鎌田慧（ルポライター）、佐高信（評論家）、鈴木堯博（弁護士）、長谷川茂雄（公害・地球環境問題懇談会事務局長）、深井剛志（弁護士\*）、宮腰直子（弁護士\*）、山田大輔（弁護士\*） 以上10名  
\*は請求人代理人を兼ねる。

### 3 訴追請求の対象裁判官

多数意見を形成した裁判官。すなわち草野耕一判事と岡村和美判事。

（菅野博之裁判長は既に退官しているため対象にできない。）

なお、多数意見裁判官らは、大手法律事務所を通じて東京電力及び国と繋がりを持つ。

### 4 2022 (R4). 6. 17 最高裁判決とは

- 次の4つの高裁判決に対する上告審。最高裁第二小法廷に係属。
  - ① 生業訴訟の R2/9/20 仙台高裁判決（国の責任を認定→国が上告）
  - ② 千葉訴訟の R3/2/19 東京高裁判決（ ” ” ）
  - ③ 愛媛訴訟の R3/9/29 高松高裁判決（ ” ” ）
  - ④ 群馬訴訟の R3/1/21 東京高裁判決（国の責任を否定→原告被害者らが上告）
- 4訴訟の国家賠償請求についてのみ上告受理。（東電に対する部分は受理せず確定。）
- 第二小法廷の判断は、国の責任を否定する多数意見（菅野博之裁判長、草野耕一判事、岡村和美判事）と国の責任を認める反対意見（三浦守判事）に分かれ、3対1で多数意見が判決となった。多数意見の草野判事は補足意見も示した。

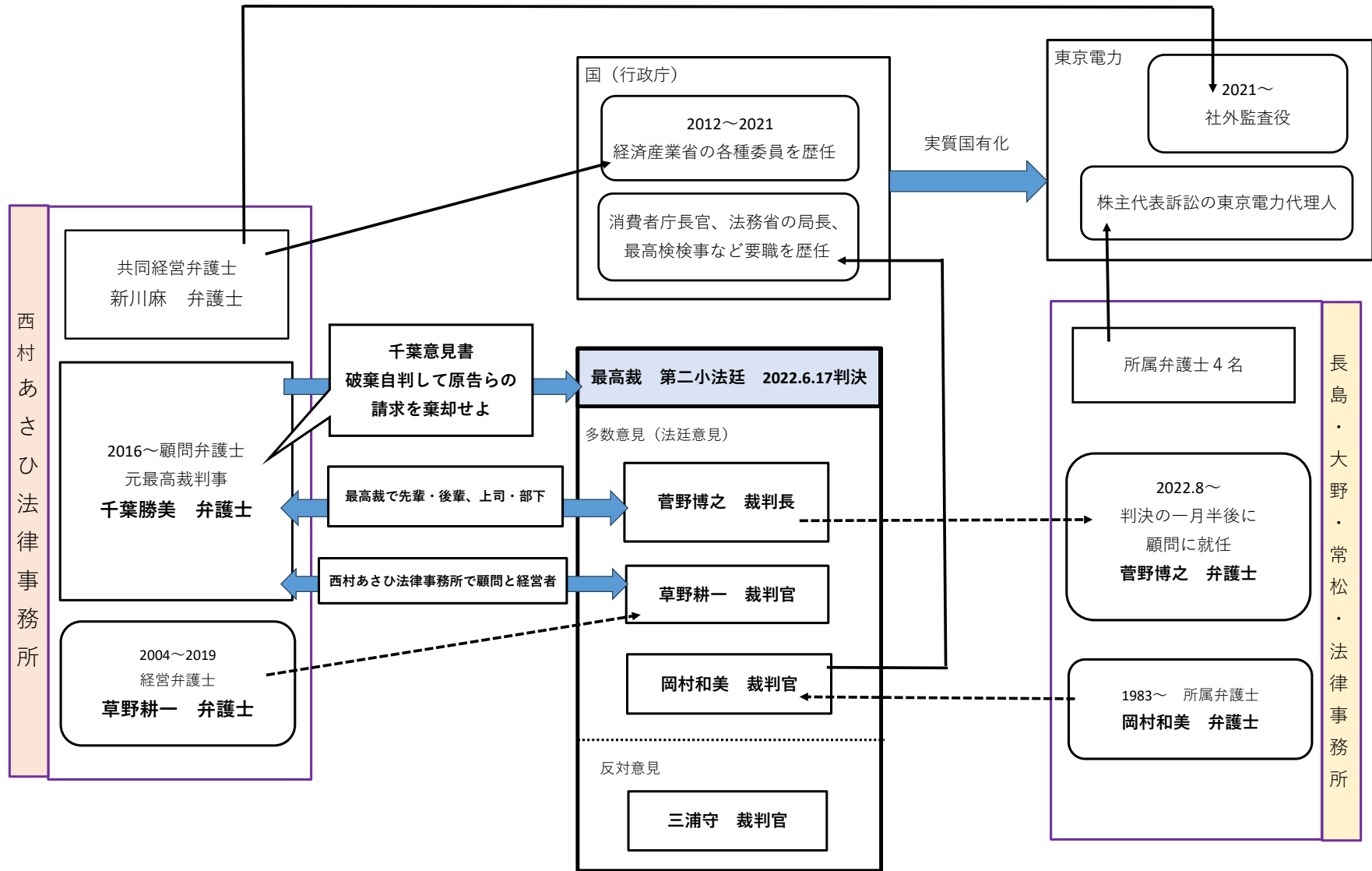
### 5 弾劾訴追請求の理由（罷免事由）

「職務上の義務に著しく違反し、職務を甚だしく怠った」（裁判官弾劾法2条1号）

- 「すべて裁判官は…この憲法及び法律にのみ拘束される」（憲法76条3項）。最高裁判事は民事訴訟法の規律を遵守しなければならない。
- 多数意見は、民事訴訟法の定める上告審の手続ルールに違反してなされた。
- 多数意見は憲法76条3項に違反する。司法権を歪める重大な憲法違反。司法内部では自律的に是正することができない。

以上

6.17最高裁判決 第二小法廷の裁判官たちと大手法律事務所・国（行政庁）・東京電力の関係



## 裁判官弾劾制度について

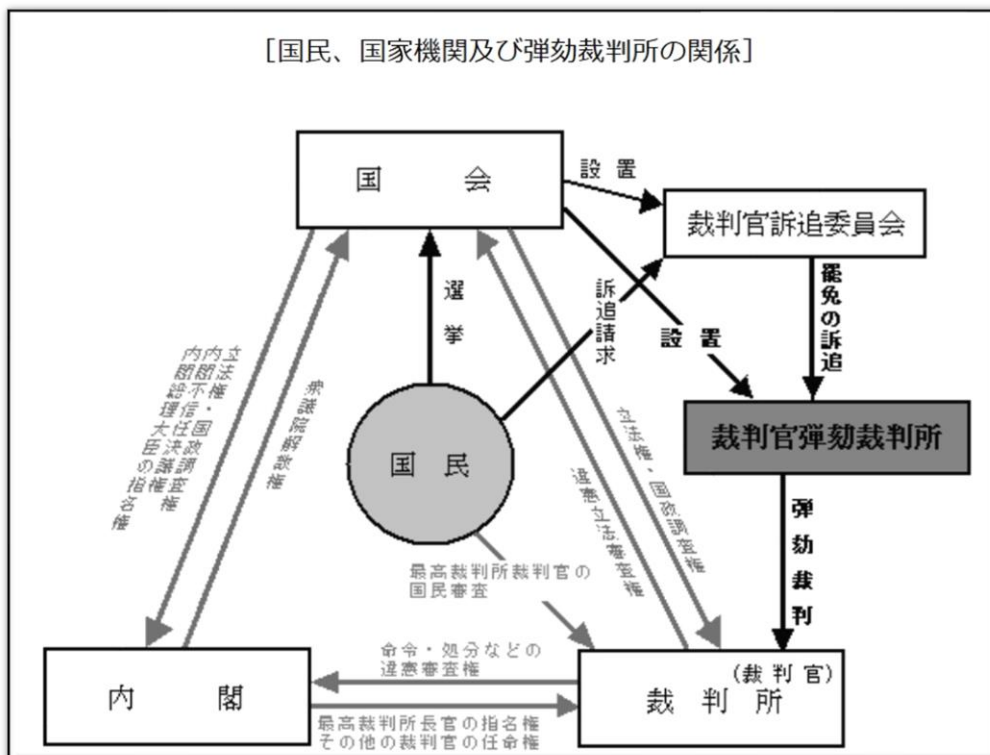
憲法64条（弾劾裁判所）を受けて、裁判官弾劾法が定められている。

- \* 何人も、裁判官に罷免事由があると考えるときは訴追委員会（衆参両議院の議員20名で構成される）に対し訴追請求することができる（法15条1項）。
- \* 訴追委員会は、罷免事由があると考えるときは弾劾裁判所（衆参両議院の議員14名で構成される）に訴追する（法14条）。
- \* 訴追があったときは、弾劾裁判所が対象裁判官の罷免事由について審理し判決する。
- \* 罷免事由が発生した時から3年を経過したときは、罷免の訴追をすることができない（法12条）。
- \* 退職した裁判官は対象にできない。

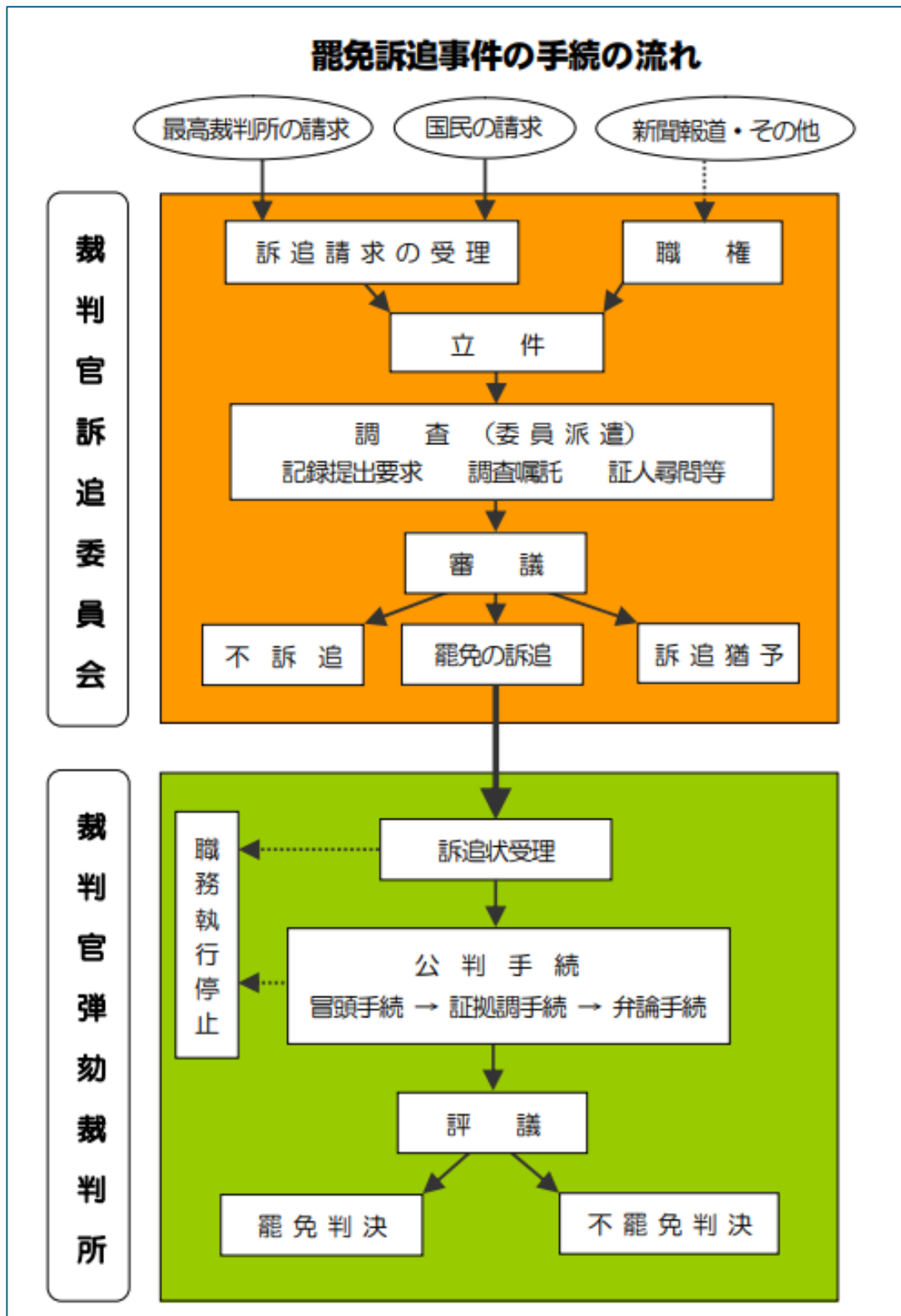
昭和23年から令和5年までの受理件数 2万4510件、  
訴追件数 58件（10人）、起訴猶予件数 12件（7人）、  
罷免件数 8人 不罷免件数 2人

参考：裁判官弾劾裁判所HP：<https://www.dangai.go.jp/index.html>  
訴追委員会HP：<https://www.sotsui.go.jp/index.html>

[裁判官弾劾裁判所HPより]



[裁判官弾劾裁判所HPより]



## 6.17 最高裁判決多数意見と草野補足意見の民事訴訟法違反

### 民事訴訟法の基本原則：弁論主義

ポイント：裁判所的事实認定は、当事者の主張と提出された証拠に基づかなければならない。

〔市民社会では私的自治の原則が妥当するから、市民社会の紛争を解決する民事訴訟では判決の基礎となる事実の主張と証拠の提出は当事者の責任に委ねられる。〕

- ① 裁判所は、当事者が主張していない事実を認定してはならない。
- ② 裁判所は、当事者に争いが無い事実と異なる事実を認定してはならない。
- ③ 裁判所は、証拠に基づかない事実を認定してはならない。

### 民事訴訟法の定める上告審の規律

ポイント：上告審は法律審

〔最高裁は憲法判断及び法令解釈の統一を図るという責務を担う〕

- ① 法令解釈をしなければならない。
- ② 原判決を破棄するときは原審に差し戻さなければならない。
- ③ 独自に事実認定してはならない。(事実審ではない)

#### 1 原判決を破棄する理由となる法令解釈を示さなければならない (325条1項2項)

多数意見の法令解釈：

- \* 国または公共団体の公務員による規制権限の不行使は、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、その不行使により被害を受けた者との関係において、国家賠償法1条1項の適用上違法となる。
- \* 国または公共団体が規制権限を行使しなかったことを理由として同項に基づく損害賠償責任を負うというためには、上記公務員が規制権限を行使していれば上記の者が被害を受けることはなかったであろうという関係が認められなければならない。

→原判決の考え方と同様。原判決を破棄する理由になっていない。

→原発関係法規の趣旨目的や権限の性質等に照らして、経済産業大臣は東京電力に津波対策を命じるべきだったか、どのように命じるべきだったか、命じなかったことは違法といえるか、こそが本件の論点であるにもかかわらず、その点を判断していない。

#### 2 原判決を破棄するときは、原審に差し戻さなければならない (325条1項2項)

例外的に自判できる場合：確定した事実に基づき判決をするのに熟するとき (326条1号)

→多数意見は、原審に差し戻さず、原判決の確定した事実とは異なる事実を認定して「国に責任はない」と自判した。(例外的に自判できる場合に当たらない。)

#### 3 上告裁判所は、原審が適法に確定した事実に拘束される (321条1項)

→独自に事実認定をしてはならないのに、独自の事実認定をして国の責任を否定した。

### **最高裁が破棄した三つの下級審判決（高裁判決）の認定事実**

- \* 長期評価は信頼でき、福島第一原発の敷地高さを超える津波の発生は予見可能であった。
- \* 経済産業大臣には東京電力に対し津波対策を命じるべきであった。
- \* 経済産業大臣が東京電力に津波対策を命じていれば東京電力が防潮堤等の設置のほかタービン建屋等の水密化の措置を講じることで福島原発事故は防ぐことができた。
- \* よって国の責任は認められる。

### **多数意見の認定事実**

- \* 経済産業大臣が津波対策を命じたとしても、東京電力が取り得る津波対策は防潮堤の設置が基本であり、防潮堤の他に防潮堤では防ぎきれない敷地内の浸水に対する防護措置（建屋の水密化措置等）が講じられた蓋然性はない。
- \* 経済産業大臣が津波対策を命じたとしても、建設されたであろう防潮堤は、実際に押し寄せた東側からの津波を防ぎきれなかったので、防潮堤を設置していたとしても非常用電源を守れなかった。
- \* よって国の責任は認められない。

### **草野補足意見の認定事実**

- \* 実際の津波ではなく、長期評価によって想定された規模の津波であったらどうだったかと仮定し、その仮定の下でも「本件事故が発生し、被上告人らに損害が生じていた蓋然性が高い」と認められるならば国の責任を認めるという独自の見解「構成的（コンストラクティブ）な因果関係」を導入。
- \* 長期評価の想定津波と同様の規模であれば、非常用電源は全部喪失しても外部電源が損傷することなく利用でき本件事故と同様の事故を回避できた可能性が相当程度あったと認定。その論拠として11個の事実を新たに認定したが、いずれも当事者が主張していない事実。
- \* さらに「逆洗弁ピット」の深さが「6 m」であったという事実は証拠に出てきていないのに認定。

### **最高裁判事による民事訴訟法違反の重大性**

- \* 「すべて裁判官は…憲法と法律にのみ拘束される」とする憲法76条3項に最高裁判事自らが違反する重大な違法。
- \* 司法権の行使が、「法の支配」によらず、最高裁判事らによる「人の支配」に墮する。
- \* 法に則って真摯に審理・判決している下級審裁判官らの司法権の行使を蹂躪し、司法の公正を著しく害し、司法に対する国民の信頼を失わせる。
- \* 最高裁判所判事が民事訴訟法に違反して判決を下すことは法の想定しない異常事態。これを是正する手続が民事訴訟法に存在しない。
- \* 司法権を正常に機能させるためには、ルールを守ってフェアに裁判する能力ないし意思に欠ける最高裁判事は弾劾裁判によって罷免するほかない。

以上